

(第3号様式)

宇部市見守り安心コールサービス事業利用承諾書

年 月 日

宇部市長 様

利用者氏名

※自署できない場合は押印

本事業の利用にあたり、宇部市見守り安心コールサービス事業実施要綱を確認し、下記の事項について承諾します。

確認事項 (承諾する項目の右欄「承諾」に○をつける。)	
1 本事業の利用にあたり、運営主体との間で、サービス利用に関する契約を締結すること。	承諾
2 申請情報について、運営主体、消防局及び必要に応じて関係機関に提供すること。 ※上記情報については、本事業の目的以外に使用しません。	承諾
3 本事業の利用に必要な世帯状況及び課税状況（介護保険料の所得階層等）について調査すること。	承諾
4 緊急通報を発し、市、運営主体、消防局及び協力員（以下「関係者」という。）からの連絡に応答がない場合等において、関係者が利用者の住宅内へ立ち入ること。	承諾
5 緊急時に玄関が施錠されている場合等において、関係者が住宅内に立ち入るときに、住宅の一部（窓、ドア、鍵等）に破損が生じても賠償責任を問わないこと。	承諾
6 緊急通報装置及び安否確認センサー（以下「緊急通報装置等」という。）を第三者に転貸し、又は、第三者に譲渡しないこと。	承諾
7 自己の過失により、緊急通報装置等を紛失したとき又は破損したときは、その実費相当及び工事業者の派遣にかかる費用を負担すること。	承諾
8 緊急通報装置等については運営主体から直接貸与を受け、機器等の設置、保守点検、撤去時においては、運営主体に協力すること。	承諾
9 利用料が6か月を超えて未払いとなった場合は、やむを得ない場合を除きサービス利用が解除となること。	承諾
10 下記のいずれかに該当する場合は、運営主体に速やかに届け出ること。 (1) 住所及び電話番号を変更したとき。 (2) 協力員の情報（電話番号、住所）や協力員の変更があったとき。 (3) その他、申請時の情報に変更があったとき。 (4) サービス利用の対象条件に該当しなくなった場合 (同居、施設入所、転出、6か月以上の長期入院等)	承諾
11 上記10(4)等により、本事業の利用の対象条件に該当しなくなった場合は、緊急通報装置等の撤去に応じること。	承諾